

# 確定申告はお早めに

所得税・住民税の申告受付  
期間です

【受付期間】  
2月16日(火)～3月15日(火)

▽持参する物  
【給付収入、年金収入のある方】  
源泉徴収票

【事業収入のある方】

収支内訳書〔収入に係わる書類（帳簿、領収書など）〕、支出に係わる書類（帳簿など）、支出しに係わる書類（帳簿、領収書など）

【共通持参の物】

印鑑、控除関係証明書類（生命保険、地震保険、個人年金の支払書、国民健康保険税、国民年金（社会保険料控除証明書）などの支払額のわかる書類など）

## 申告が必要な方

◆事業所得（農業、営業）や不動産所得（不動産の貸付など）、譲渡所得（土地・建物の売買）のある方

◆サラリーマンなどで平成27年中の給与の収入金額が2千万円を超える方

◆給与所得とそれ以外（地代、家賃、原稿料、配当など）の所得金額の合計額が20万円を超える方

◆2カ所以上から給与などを受けている方（例えば農業専従者で、出稼ぎなど、他の給与収入や公的年金などの所得が発生する方）

※必要な申告をされないと…

扶養控除などさまざまな控除が受け

△期間／平成28年2月16日(火)～29日(月)  
「土・日は除く」  
△時間／9時～12時、12時～13時までお昼休み、13時～17時  
△会場／役場1階会議室(正面玄関から左奥)

## 村の申告相談

【税に関するお問合せ】  
役場総務課税務係  
☎ 57-2111(内線311～313)

今年も確定申告の受付が始まります。毎年、受付期間直後と終了間近は大変混み合いますので、あらかじめ必要な書類を整えておきましょう。（できあがつた申告書は郵送でも提出できます。）

られずに、税金を納め過ぎる結果となつたり、申告期限・納期限を過ぎると延滞税などが課されたりする場合があります。

## 税金還付の対象者

源泉所得税を納めた給与所得者や、

予定納税をした方などで次の事例に該当し、税金を納め過ぎていて場合には、確定申告することにより納め過ぎた税金が還付されます。

◆年末調整をしたサラリーマンの方で、医療費控除や雑損控除を受ける方

◆年の途中で退職したサラリーマンで、再就職をしなかつたために年末調整をしていない方

◆民間の金融機関や住宅金融支援機構などからの住宅ローンの融資を受け、マイホームを取得または増改築をした方

## e-Taxで簡単申告

所得税の確定申告を国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して行うと、作成したデータを簡単な操作により、自宅から電子申告(e-Tax)することができます。

## 税務署の閉庁日対応

札幌北税務署では通常、土・日・祝

日は申告の相談・受付を行っていませんが、確定申告期間中の2月21日と2月28日の日曜日に限り相談・受付を行っています。(午前9時から午後5時、受付は午後4時まで)

※税務署からのお願い

例年、確定申告期間中は駐車場及び税務署周辺の道路が大変混雑し、待ち時間が長くなるばかりか、近隣住民の方々に大変ご迷惑をおかけしています。来署される際は、公共交通機関の利用をお願いします。